

下水道供用開始のお知らせ

みなさまのご協力により、公共下水道の整備も順調に進んでおります。
令和4年3月31日から図中の着色した区域が供用開始（公共下水道の使用が可能）となりました。

■ 供用開始になった区域にお住まいの方は

単独浄化槽（台所や風呂場、洗濯等から出る汚水を道路の側溝等に流している）を使用されているご家庭は遅滞なく（概ね供用開始の告示から3年以内）下水道に接続しなければなりません。

（下水道法第10条第1項、神戸町下水道条例第5条）

汲み取り式トイレを使用されているご家庭は、供用開始の告示から3年以内に水洗式トイレに改造しなければなりません。（下水道法第11条の3）

供用開始区域にお住まいの方は、下水道の重要性をご理解いただき、速やかに下水道への接続工事を実施していただきますようお願いいたします。

供用開始となる区域

末守・幸町・更屋敷・西保・南方の一部

■ 加入促進制度をご活用ください

町では、下水道への接続工事にかかる費用を少しでも軽減するため、加入促進制度を設けております。詳細については上下水道課へお問い合わせください。

この制度については、今後開催予定の下水道加入説明会でもご説明させていただきます。

神戸町公共下水道事業 供用開始区域図



上下水道課 ☎ 27-0179